

令和5年3月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針**

都道府県分

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[特別交付税]
[都道府県分]

番号	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	新規	山形県	被災者生活再建支援金の支給に対する特別交付税措置の対象の拡充	被災者生活再建支援金の支給に対する特別交付税措置の対象を、都道府県のみならず、市町村へ拡充されたい。	採用しない。 当該特別交付税措置は、被災者生活再建支援法と一体となって講じているものであることから、都道府県を対象としている。措置対象を市町村まで拡充することについては、まずは被災者生活再建支援制度の措置対象のあり方について、所管省庁で検討が必要。
2	新規	埼玉県	運輸事業振興助成交付金	令和 3 年度において基準財政需要額に算入された額が 827,320 千円であるのに対し、本県の交付額は 1,118,357 千円である。その不足額は特別交付税で措置されることとなっているが、満額は措置されていない状況である。 同法の規定上、交付金の交付は努力義務であるが、物流の重要性に鑑み、ほぼ全ての団体が助成を行っていることから、満額特別交付税措置されたい。	採用しない。 運輸事業振興助成交付金については、普通交付税において標準的な経費を措置するとともに、それを上回る部分の 8 割を特別交付税で措置するなど、既に手厚い措置を講じており、全額を措置することは困難である。
3	新規	埼玉県	干害、冷害、凍霜害、ひょう害等による特別の財政需要に係る算定式の見直し	特別交付税に関する省令において、ひょう害等による特別の財政需要に対して交付税を交付することとしているが、被害応急調査の結果に基づく農作物被害額に 0.010 及び被害状況に応じた率を乗じることとされており、満額が措置されない状況となっているため、農業用施設の復旧費用も含め、ひょう害等による経費を満額特別交付税措置されたい。	採用しない。 干・冷害に対する特別交付税措置については、限られた特別交付税の総額を衡平に配分することを目的に各地方自治体の農作物被害額に応じて算定を行っているところであり、その満額を措置することは困難であるが、災害に係る財政需要については、その実情をお伺いし、地方自治体の財政運営に支障が生じないように適切に対応してまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[特別交付税]
[都道府県分]

番号	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
4	継続	富山県	並行在来線の経営分離に伴う利便性の低下に対する取組みへの財政支援（乗継割引に対する支援など）	経営分離に伴う利便性やサービス水準の低下に対応するため、鉄道運営会社が取り組むソフト事業等（乗継割引、快速列車の増便等の実証運行）への自治体の支援について、特別交付税などの対象としていただきたい。 対象地方団体が都道府県約12団体、市町村約110団体にカギられていることから、特別交付税措置されたい。	採用しない。 厳しい経営状況にある鉄道事業社への支援については、まずは所管省庁で検討が必要。 なお、鉄道事業の経営は運賃収入によって賄われるべきものであるが、その厳しい経営状況に鑑み、地域鉄道（並行在来線を含む）に対して地方公共団体が行う投資への補助について、平成25年度から地方債及び特別交付税措置を講じている。
5	新規	富山県	地域における日本語教育の総合的な体制づくりに対する支援	外国人との共生社会の実現のため、自治体を実施する日本語教育の総合的な体制づくりに要する経費について、市町村分同様に特別交付税措置されたい。	採用しない。 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業に係る地方負担については、外国人住民に直面し、財政規模が小さく財政運営に与える影響が大きい市町村分のみ、特別交付税措置を講じている。
6	新規	福井県 三重県 滋賀県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 大分県	原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰対策に要する経費への地方財政措置	原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰により、学校等公共施設の冷暖房費等が全国的にも多大な負担となっているため、引き続き昨年度同様の措置を行うとともに、対象外とされた電気・ガス料金の上昇分についても特別交付税措置されたい。	一部採用する。 原油価格高騰対策に要する経費に対しては、令和3年度に引き続き、令和4年度も特別交付税措置を講じることとしている。 当該措置において、電気料金やガス料金は措置の対象外としているが、電気料金やガス料金については、令和4年末の国の補正予算において激変緩和策が講じられている。 また、地方団体が経済対策に合わせた独自の取組等を実施できるよう、令和4年度の地方交付税を0.5兆円増額交付したところである。 なお、令和5年度の地方財政計画において、学校など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費（単独）を700億円増額している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[特別交付税]
[都道府県分]

番号	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
7	新規	愛知県 広島県	電気・ガス料金の価格高騰に伴う光熱費総額の高騰分への特別交付税措置について	電気・ガス料金の価格高騰により、学校のみならず、庁舎や警察署等においても冷暖房費を含む光熱費総額が高騰し、特別の財政需要が生じているため、原油価格高騰対策の取組に関する調に、電気・ガス料金の価格高騰に伴う光熱費総額の高騰分を算定対象に加えて、特別交付税措置されたい。	採用しない。 電気料金やガス料金については、令和4年末の国の補正予算において激変緩和策が講じられている。 また、地方団体が経済対策に合わせた独自の取組等を実施できるよう、令和4年度の地方交付税を0.5兆円増額交付したところである。 なお、令和5年度の地方財政計画において、学校など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費（単独）を700億円増額している。
8	継続	鳥取県 島根県	タクシー利用助成に係る特別交付税措置	タクシー利用助成等については、国土交通省の「地域フィーダー系統確保維持費国庫補助金」において、一定の条件の下、市町村が実施するタクシー利用助成が対象となったところであり、その地方負担分も特別交付税の算定対象となっているところである。 しかしながら、廃止バス路線の代替ではない運行や、実施主体が都道府県である等により、国庫補助の対象とならない場合の地方単独事業については、特別交付税の算定の対象となっていない。については、地方単独事業として実施するタクシー利用助成等についても特別交付税措置されたい。	採用しない。 国土交通省所管の地域公共交通確保維持改善事業において、R3年度から市町村が実施するタクシー運賃低廉化等は補助対象とされており、地方負担分についても特別交付税の算定対象としたところ。 現在国庫補助対象外となっている路線等に係る財政負担については、まずは所管省庁で検討が必要。
9	継続	香川県	鉄道施設総合安全対策事業についての特別交付税の算入	公共交通は、地域経済の活性化や観光の振興による交流人口の拡大を図るための有効な手段であると同時に、災害に強い国土づくりの観点からも重要であることから、JRが所有する鉄道施設に対して自治体を実施する耐震・老朽化対策に要する経費について特別交付税措置されたい。	採用しない。 JRが実施する鉄道施設の耐震・老朽化対策に係る支援のあり方については、まずは所管省庁で検討が必要。 なお、鉄道事業の経営は運賃収入によって賄われるべきものであるが、その厳しい経営状況に鑑み、地域鉄道に対するものを基本として地方財政措置の対象としている。

令和5年3月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針**

市町村分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[特別交付税]
[市町村分]

番号	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	新規	札幌市 （北海道） 仙台市 （宮城県） 佐倉市 （千葉県）	原油価格・物価高騰に係る特別交付税措置について	原油価格や物価の高騰に伴い、電気料金をはじめとした内部管理経費が増大しており、財政運営上の大きな負担となっている。公共施設は市民生活に密接に関わるものであり、安定的な運営を行うために、原油価格や物価の高騰による財政需要の増加に対して、特別交付税措置されたい。	一部採用する。 原油価格高騰対策に要する経費に対しては、令和3年度に引き続き、令和4年度も特別交付税措置を講じることとしている。当該措置において、電気料金やガス料金は措置の対象外としているが、電気料金やガス料金については、令和4年末の国の補正予算において激変緩和策が講じられている。 また、地方団体が経済対策に合わせた独自の取組等を実施できるよう、令和4年度の地方交付税を0.5兆円増額交付したところである。 なお、令和5年度の地方財政計画において、学校など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費（単独）を700億円増額している。
2	新規	横浜市 （神奈川県） 名古屋市 （愛知県） 川西市 （兵庫県） 広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 府中市 三次市 庄原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 府中町 海田町 熊野町 坂町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町 （広島県）	原油価格高騰対策に関する取組みに要する経費の算定対象拡充 （公共施設における光熱費の増嵩分経費の追加）	庁舎や学校等の施設における光熱費について、電力事業者との増額変更契約等により大幅に増加しており、増額補正を行わざるを得ない状況となっている。 令和4年度における原油価格・物価高騰は、公共施設の運営等に幅広く影響を及ぼしていることから、令和4年度の特別交付税の算定にあたっては、暖房費以外の光熱費についても特別交付税措置されたい。	採用しない。 電気料金やガス料金については、令和4年末の国の補正予算において激変緩和策が講じられている。 また、地方団体が今般の経済対策に合わせた独自の取組等を実施できるよう、令和4年度の地方交付税を0.5兆円増額交付したところである。 なお、令和5年度の地方財政計画において、学校など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費（単独）を700億円増額している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[特別交付税]
[市町村分]

番号	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	新規	更別村 (北海道)	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画の見直しに要する経費について	令和３年度より公共施設等総合管理計画については、策定時の経費が特別交付税の対象となったが、各自治体においては、総合管理計画に加えて各種分野の個別施設計画の策定も求められている。 しかしながら、その経費は各自治体が一般財源等から捻出しなければならないため、個別施設計画の策定が進まない要因となっていると考えられる。 適切な財源措置を行うことにより個別施設計画の策定が進むと考えられるので、継続的な改訂業務に伴う財源措置も含め、特別交付税措置されたい。	採用しない。 個別施設計画の策定については、関係省庁で支援を行うこととされており、策定経費を対象とした交付金・補助金もある。個別施設計画の更なる策定推進のための地方団体への支援のあり方については、まずは各施設を所管する省庁で検討が必要。
4	新規	佐倉市 (千葉県)	休日夜間急患センター等に係る特別交付税措置の特例の継続	当該事項については、令和２年度までは、休日夜間急患センター等の診療時間の合計が一定以上（R2：4,620時間、R3：4,622時間）の場合のみに特別交付税措置されていたが、令和３年度に限り、診療時間の合計が上記未満の場合でも段階的に特別交付税措置された。診療時間数に関係なく特別な財政需要が生じるため、令和３年度と同程度の特別交付税措置をされたい。	採用する。 これまで対象であったセンターにおいて、令和6年度以降の時間外労働の上限規制の適用等の働き方改革への対応が見込まれる中で、関係医療機関の連携に伴う診療時間が減少するケースが増加することが見込まれること、これまで時間要件により対象外であったセンターにおいても、地域の実情に応じて一定の重要な役割を担っていることから、令和4年度においても、令和3年度に拡充した特別交付税措置内容を継続することとしている。 【参考】 前年度診療時間1,095～2,677時間　：　11,300千円 2,678～4,621時間　：　22,900千円 4,622時間～　　　　　：　32,900千円
5	継続	新潟市 (新潟県)	除排雪に要する経費の算定方法の見直しについて	新潟市の除排雪経費については、大雪となった平成29年度は約7割、令和２年度は約4割の一般財源負担が生じている。令和４年度に普通交付税算定における寒冷補正（積雪度）の級地見直し（１級地→２級地）が行われ、同市の除排雪経費に対する普通交付税算入額は増加することとなったものの、災害級の大雪となった場合、現在の特別交付税の算定方法では、引き続き多額の財政負担が生じることとなる。 政令市である大都市分の特別交付税の算定における財政力補正のあり方については、除排雪経費だけでなく他の算定項目等を含め総合的に判断されるべきと考えるが、例えば同項目については、災害に関する算定項目に準じ、政令市に対する財政力補正を見直すなど、必要額を特別交付税措置されたい。	採用しない。 除排雪に要する経費については、災害関係経費に準ずる経費であるものの、標準的な経費については普通交付税措置されているため、それを上回る部分に対する措置率は５割を基本としている。財政力補正については、限られた特別交付税の総額を全地方団体に衡平に交付するため、財政力に応じて一定の割り落としを行うものであり、必要なもの。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[特別交付税]
[市町村分]

番号	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	継続	京都市 (京都府)	観光立国の推進に関する 財政需要の適切な反映について	各自治体における観光立国に要する経費は増加傾向にある。 特別交付税において対象経費の上限額（1億円）を設けているが、当該上限額については、各自治体の観光客数の偏在に応じて段階的に設ける等、財政需要に対し、適切に特別交付税措置されたい。	採用しない。 観光立国の推進に要する経費については、共有財源である特別交付税の算定にあたり、特定の団体の算定額が多額に及ぶことがないよう全国一律の上限額を設定しているもの。
7	新規	阪南市 (大阪府)	指定金融機関制度に関する 経費の特別交付税措置	地方自治法第235条における金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払いの事務を取り扱わせるための経費について特別交付税措置されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 各地方団体においては、「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（令和4年3月29日付自治行政局行政課長・自治税務局企画課長通知）」を踏まえ、経費負担についての必要な検証や見直しが進められているところ。 地方団体における公金の出納に係る経費については、地方団体と指定金融機関等との間における公金収納等の事務についての経費負担の実態を踏まえて地方財政措置の検討を行う。
8	新規	島根県	タクシー利用助成に係る 特別交付税措置	タクシー利用助成等については、国土交通省の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」において、一定の条件の下、市町村が実施するタクシー利用助成が対象となったところであり、その地方負担分も特別交付税の算定対象となっているところである。 しかしながら、廃止バス路線の代替ではない運行や、実施主体が都道府県である等により、国庫補助の対象とならない場合の地方単独事業については、特別交付税の算定の対象となっていない。については、地方単独事業として実施するタクシー利用助成等についても特別交付税措置されたい。	採用しない。 国土交通省所管の地域公共交通確保維持改善事業において、R3年度から市町村が実施するタクシー運賃低廉化等は補助対象とされており、地方負担分についても特別交付税の算定対象としたところ。 現在、国庫補助対象外となっている路線等に係る財政負担については、まずは所管省庁で検討が必要。

(様式 2)

地方交付税法第 1 7 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[特別交付税]
[市町村分]

番号	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
9	新規	竹原市 （広島県）	地域情報通信基盤整備に 対する支援の拡充	耐用年数を越えた地域情報通信基盤施設の更新に要する経費 を特別交付税措置されたい。	採用しない。 電気通信に関する施設の更新経費については、基本的に地域活 性化事業債の対象となっている。